

京都市告示第 95 号

平成19年10月26日京都市告示第264号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

平成20年4月24日

京都市長 門川大作

表中

「

京都広河原美山線	北区西賀茂井ノ口町35番地の74地先から	旧	メートル 803.70
	同区上賀茂神山59番地の1地先まで	新	813.10
	北区上賀茂神山2番地の1地先から	旧	1,098.10
	同区上賀茂十三石山15番地の1地先まで	新	1,098.10

」

を

「

京都広河原美山線	北区西賀茂井ノ口町35番地の74地先から	旧	メートル 851.10
	同区上賀茂神山59番地の1地先まで	新	860.50
	北区上賀茂神山2番地の1地先から	旧	1,098.10
	同区上賀茂十三石山15番地の1地先まで	新	1,098.10

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)